

建技第475号
令和2年3月12日

部内各課長
部内各出先機関の長 殿

建設技術企画課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年2月28日
付け建技446号に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を行っているところ
ですが、標記について、別添のとおり情報提供がありました。

については、中止期間の延長等について下記事項のとおり取扱いを定めました
ので、各所属においては、適切に対応していただくようお願いいたします。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置について

発注者においては、工事又は業務の各契約書の規定の趣旨に則り、以下の
とおり受注者に対する一時中止措置等を適切に行うものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の
感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置
を実施している受注者に対して一時中止の期間を最長で令和2年3月1
9日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認する。その際、下請企業等
の経営状況を踏まえた上での意向を確認すること。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すこ
とができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止の期

間の変更を行う。

また、一時中止の延長を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、最長で令和2年3月19日までの期間とする。

また、2月28日付け通知に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長で令和2年3月19日までの期間とする。

なお、令和2年3月19日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事又は業務を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

(事務担当 技術指導係)